

第36回大田原市農業委員会総会議事録

日 時 令和2年6月22日（月）午前10時

場 所 大田原市役所 1階101・102会議室

次第

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名人の選任について

4 議 題

(1) 報告第1号 農地利用最適化推進委員の公募結果について

(2) 議案第1号 大田原市農業委員会憲章の制定について

(3) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

(4) 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

(5) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

(6) 議案第5号 非農地証明願について

(7) 議案第6号 農用地利用集積計画について

(8) 議案第7号 農地中間管理事業について

5 出席委員（17名）（法律第27条第3項規定）

1 番 木村 光一 2 番 清水 真理子

3 番 石崎 陽一 4 番 唐橋 洋子

5 番 小沼 伸枝 6 番 吉成 一

7 番 助川 悦夫 8 番 越沼 良

9 番 鈴木 賢一 10 番 相馬 和恵

11 番 細岡 則雄 12 番 高崎 真一

13 番 佐藤 長次 14 番 荒井 一夫

15 番 中山 知代子 16 番 阿見 芳

17 番 津久井 勝之

6 欠席委員 なし

7 本委員会に出席した職員

(1) 事務局長 長谷川 淳

(2) 総括主幹兼農業振興係長 伊 藤 甲 文

(3) 総括主幹兼農地調整係長 海 野 計 洋

(4) 農地調整係主査 須 藤 義 尚

(5) 農地調整係主事 長谷川 慎 弥

(6) 農業公社事務局係長 磯 美 男

(7) 農政課農政係主査 渡 辺 智 志

8 傍聴人 なし

開会の宣言

午前10時 開 会

大田原市農業委員憲章唱和（省略）

事務局（長谷川 淳） 本日は、荒井会長が少し遅れるとのことですので、佐藤職代に議長をお願いしますとともに、ご挨拶もお願いします。

議長（佐藤 長次） <あいさつ>

議長（佐藤 長次） ただ今の出席委員は16名であり、定足数を満たしております。ただいまから第36回農業委員会総会を開会いたします。

議長（佐藤 長次） 議事に入る前に議事録署名人の選任ですが、議長において指名してよろしいでしょうか。お諮りいたします。

<異議なしの声あり>

議長（佐藤 長次） 異議なしと認め、議事録署名人には6番吉成委員、7番助川委員を指名いたします。会議の書記につきましては事務局の伊藤係長をお願いいたします。

それでは議事に入ります。はじめに報告第1号「農地利用最適化推進委員の公募結果について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局（伊藤 甲文） 報告第1号農地利用最適化推進委員の公募結果についてご報告いたします。資料の1ページをご覧ください。

まず、今回の農地利用最適化推進委員の報告案件ですが、3年前は、改選前の総会で委嘱の決定を行っておりましたが、国の通知では改選後の委員会が委嘱を決めるとありますことから、本日は公募の状況についてのご報告に留めさせていただきます。

農地利用最適化推進委員の公募の状況については、農業委員と同じく今年2月の1か月間募集をいたしました。43地区のうち、1地区だけ応募がなかったことから、その地区のみ募集期間を3月31日まで延長したところ、期限内に応募がありました。今回は、1つの地区に複数人の応募はございませんでした。43名の方を一覧表にまとめましたので、後でご確認いただければと思います。

現職・新人の内訳は、現職21名、新人22名の計43名であります。また、応募区分の内訳は、3人からの個人推薦10名、自治会、生産組合などの団体推薦31名、本人の応募2名でありました。今後のスケジュールは、7月20日の改選後1回目の総会で第2期推進委員の委嘱議案を上程し、委嘱決定は新しい農業委員での総会で行うことといたします。そして、推進委員の委嘱状交付式は、当日の午後に予定しております。

すが、農業委員の同席をいただき執り行います。

以上、ご報告いたします。

議長 (佐藤 長次) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議長 (佐藤 長次) 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。

次に、議案第1号「大田原市農業委員会憲章の制定について」を上程します。事務局からの説明をお願いします。

事務局 (伊藤 甲文) 議案第1号 大田原市農業委員会憲章の制定について説明申し上げます。資料2ページをご覧ください。

先月の総会で現行の「農業委員憲章」の見直しについてのご意見がございました。事務局でも、新制度に移行していることを踏まえ、憲章の名称そのものが「農業委員」となっていることや、委員会の最重要業務であります「農地利用の最適化」について触れられていないなど、推進委員も含めた農業委員会としての憲章が必要ではないかということで検討しておりました。

本日、お示しする案は、平成28年に全国農業委員会会長大会で決議された文言を踏まえた内容であります。憲章の構成は、前文と5つの憲章文からなっております。この中で、現行の憲章の文言に全く触れられていないものが、農地利用の最適化をめざす3番目の憲章文でありまして、それ以外の4つについては、言い回しは違いますが、現行の憲章でも触れられております。それでは、案について読み上げます。

大田原市農業委員会憲章(案)

私たち農業委員会は、農業・農村を守り、その健全な発展に寄与するため、法令遵守と高い倫理観を持ち、農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となって、以下の憲章を遵守することを誓います。

1 農業委員会は、農業・農村の代表として、食料・農業・農村基本計画の実現に努め、市民の期待と信頼に応えます。

1 農業委員会は、食料の自給率と自給力を維持・向上させるため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進めます。

1 農業委員会は、農地利用の最適化をめざし、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に努めます。

1 農業委員会は、認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い手の育成・確保と経営支援を強化し、農業・農村の持続的発展に努めます。

1 農業委員会は、暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、活力ある農業と農村社会をめざします。

以上、農業委員会憲章の案について、文言の修正も含め、ご協議いた

だきまして、新しい農業委員会憲章を制定いただきますようお願い申し上げます。

議長（佐藤 長次） 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<小沼委員挙手>

議長（佐藤 長次） 小沼委員。

小沼 伸枝委員 農地利用最適化業務も追加になっておりますし、農業委員会憲章となるのはわかりますが、これまでの憲章は、農業委員としての責務を記していると読んできましたので、新しくなって農業委員会ということになりますと、何かあった時に農業委員会全体の責任になると感じました。私だけかと思いますが、どこかに委員という言葉が入ればいいのかと感じました。これは質疑ではなく、意見です。

議長（佐藤 長次） 事務局の説明はなくてよろしいですか。

小沼 伸枝委員 はい、結構です。

議長（佐藤 長次） 他にございますか。

<越沼委員挙手>

議長（佐藤 長次） 越沼委員。

越沼 良委員 事務局に確認したいのですが、この議案の採決を今回の総会で行うのか、もう一回、来月の総会で採決をするのか。そしてその後の運用をどうするのかお聞きします。

事務局（伊藤 甲文） 今回の総会で議決をいただいて、本日付で制定したいと考えております。次回7月の総会からは、新しい憲章を使用していきたいと考えております。

議長（佐藤 長次） よろしいでしょうか。それでは、他にございますか。

<木村委員挙手>

議長（佐藤 長次） 木村委員。

木村 光一委員 この件につきましては先月の総会で提案した一人でしたので、この憲章案を今回決定したいということですが、私はこの案で賛成であります。最適化のことも入っておりますし、農業委員会として3年前から制度化された推進委員とともに活動していくことを踏まえた憲章であると思います。また、何かあれば、皆さんの力で見直しすることもできるかと思っています。この事務局案で良いかと思っています。

議長（佐藤 長次） 私も一言よろしいでしょうか。私も木村委員同様提案させていただいた一人でした。今までの農業委員憲章は、地域に密着しているものもありましたが、具体的な内容が示されておりました。しかし、今回は地域のことも加味されて、推進委員と一緒にやっていこうという意欲を感じます。今後、このことを実践していくことが

大変になるのかと思います。ただ掲げているだけでは何の意味もございません。農業委員と推進委員が一丸となって大田原市の農業、農地を継続するという気合を込めた内容になっておりますので、これに賛同させていただきます。

その他ございませんか。

<挙手なし>

議 長 (佐藤 長次) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり制定することに賛成の方は起立願います。

<全委員起立>

議 長 (佐藤 長次) 全委員賛成と認めます。議案第1号は原案のとおり制定することといたします。

ただ今荒井会長がおりますので、議長を交代させていただきます。大変ありがとうございました。

<議長交代>

議 長 (荒井 一夫) それでは議事を進めます。よろしくお願いたします。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は7件です。はじめに事務局からの説明を願います。

事務局 (海野 計洋) まず初めに資料の訂正をお願いします。番号6の備考欄ですが売買価格〇〇万円となっておりますが、これは土地全部の価格でありまして10aあたりに直すと〇〇〇,〇〇〇円となります。申し訳ありませんが、よろしくお願いたします。

それでは議案第2号の第3条許可についてご説明いたします。申請は7件です。時間の関係がありますので7番以外は、事由についてのみご説明いたします。番号1は親子間の経営移譲による使用貸借、番号2は親から子への贈与、番号3から5は耕作が不便なためと経営規模の拡大のため、番号6はそれぞれ経営の規模縮小、拡大を図るためのものです。

最後に番号7ですが、申請面積が47haを超える大規模な農地の所有権移転です。こちらは、現在農地所有適格法人である譲渡人が諸般の事情により、農地を含めた財産の一切を譲渡するものです。その財産のうち農地については、現在宮崎県にお住まいの譲受人が購入し、今の従業員、農業形態を極力現状維持したまま引き継ぐというものです。

先週の18日に会長及び湯津上地区の委員3名にお集まりいただきまして、譲渡人社長、譲受人及びホテル部門の担当者の3名に対しヒアリングを行っております。一番懸念される点ですが、譲受人が遠隔地である宮崎県にお住まいであることから3条2項1号の全部効率利用要件、3条2項4号の農作業常時従事要件を満たさないのではないかという点

だと思えます。

これについては、少し前には考えられなかったことですが、許可が得られた場合、許可書を受け取りに来た際に住民票を移す予定で実際に150日程度はこちらで農作業に従事するというのを聞いております。またITを活用して農作物状況を常時観察し、今のスタッフである作業委託者が譲受人の指揮管理の下、耕作するとのこと。また、近い将来農地所有適格法人化を予定しているとのこと、ヒアリングの結果は問題ないと判断されたところです。以上ご審議をよろしく願います。

議長（荒井 一夫） 現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。高崎委員。

現地調査担当委員（高崎真一） 去る6月17日、事務局とともに現地調査班第3班が現地調査を行いましたので、代表いたしましてその調査結果をご報告いたします。

ただ今の農地法第3条の規定による許可申請1番から6番について、地元推進委員及び事務局からの報告により調査、検討した結果、何ら問題は無いと思われまます。

7番につきましては、18日に荒井会長及び湯津上の木村委員、吉成委員、清水委員の4名により譲渡人、譲受人の双方のヒアリングをしたと事務局の説明にもありましたが、問題無いと思われまます。以上、ご報告いたします。

議長（荒井 一夫） 事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございますか。

<清水委員挙手>

議長（荒井 一夫） 清水委員。

清水 眞理子委員 今回の現地調査班メンバーではありますが、7番について地元委員ということで一言述べさせていただきます。先日ヒアリングをいたしまして、譲渡人の諸事情により手放すということ、また、遠方にお住いの譲受人が引き続き耕作をしていくということでありました。この場所をご覧になった方はとても素晴らしい所であることをご存じかと思えます。広大できれいな土地を継続して耕作されるということで、地元の者にとっては大変喜ばしいことであると思っております。最近では耕作の方法もいろいろ変わってきて、ITを利用した農業が始まっていますので、問題ないかと思えます。また先ほど議決した農業委員会憲章に新規参入者等の意欲ある担い手の育成、確保と経営支援を強化することにも該当しますことから、応援していきたいと思えます。

議長（荒井 一夫） ありがとうございます。他にございますか。

<中山委員挙手>

議長 (荒井 一夫) 中山委員。

中山 知代子委員 7番ですが、何度か研修に行って、素晴らしい景色とテレビの映像も良くてお客さんもいるということなのですが、諸事情によって遠方の方と替わるということですが、近くにはいなかったのか、また、今後も所有者が替わり、土地が転がされるのを止められるのか、もう少し説明いただけますか。

事務局 (海野 計洋) お答えいたします。まず初めに1点目の買い手が近くにはなかったのかですが、こちらについては直接お聞きしていないのですが、なかなか大きな農地ですので、手を挙げる方はいらっしゃらなかったのではないかと推測しております。2点目の所有者が農地を持て余した場合ということですのでよろしいですかね、その場合はどうするのかについては、土地は当然農地のままですので、同じように3条許可申請をいただきまして、総会で許可できるかどうかを諮りますので、問題はないかと考えております。

議長 (荒井 一夫) この件については、私と湯津上地区3名の委員が対応しましたので、内容についてもう少し付け加えさせていただきます。

本件の譲受人は地元で無農薬の野菜を作っているということで、譲り受ける農地で露地野菜を作っていきたいとのことです。また、譲渡法人の従業員も含め、その運営体制を従来どおり継承していきたいということで、その後、法人化を考えています。法人を立ち上げるまでの間は、譲受人は本市に住民票を移して、先ほど説明があったように150日以上要件を満たしていくとのことです。

私たちが一番心配するのは、農地が荒れないような対策をとっていただけるとのことなので、先ほども清水委員からありましたように、こちらでも歓迎するところでもあります。大変すばらしい農地なのできちんと管理していただき、計画にあります野菜作りに専念いただきたい。とりわけ湯津上は野菜づくりの先進地区ということで念を押して話しております。

全体的には変わらずに、ただ、個人の方が購入するというあたりが少し心配しているところでもありますけれど、計画としては、これまでの経営に加え、農地ではない場所にホテル的なものを予定しているとの話をいただきましたので、対応した4名では問題ないだろうと判断しました。

<木村委員挙手>

議長 (荒井 一夫) 木村委員。

木村 光一委員 今会長も説明されましたが、ヒアリングにあたり事前に資料をいただいております、いま局長とも話をしまして、もしこの資料を開示

できるのであれば、皆さんにも見てもらって計画の概要も分かるのではないかと思います。

<事務局で資料をコピー>

会長の話の中で、4名で話を聞いたとありました。私が一番気にしたことは、経営者が遠隔であるということですが、こちらに住民票を移すということをおっしゃっていました。これは将来、永久的にということの確約はできないと思いますが、私としては、その方に代わる決裁権のある方、ナンバー2といえますか、そういう方を早急に設定していただきたいという要望を伝えましたが、近いうちにそういった形をとっていくということは述べておりました。

会長と地元委員の4人で話を聞いた18日に私が感じたことは、職務代理者がどのような位置づけにあるのかということ、私は副会長的な要素もあるのかなと考えております。ですから、正副会長と地元委員の5名で対応した方がよかったのかな。今後このようなことがある場合には、そのような組織の在り方が必要ではないかと思います。本日のこの説明で皆さん納得するか、しないかはわかりませんが、地元としましては清水委員が言われたとおり、継続していただければ最高なことでありますが、この経営形態で何年続くのかということも懸念される場所ですが、現時点ではこの形で、決定せざるを得ない状況かと思っております。皆さんの忌憚のないご意見をお願いします。

あと、会長にお聞きしたいのですが、18日のヒアリングにあたり、出席者には事前に資料の配布はあったのですが、概略の説明もしていただければと思うのですが、どうでしょうか。

議長 (荒井 一夫) ヒアリングにあたっては、前もっていただいた資料だけでした。

木村 光一委員 わかりました。事前に説明があれば資料の見方も深まると思います。また、職務代理者もこういう大きな内容のときにも同席されたいのかなと感じております。

議長 (荒井 一夫) 資料は出てきますので、目を通した上で採決まで時間がかかっても入りたいと思いますが、それまでの間、他に質疑があればお願いします。

<佐藤委員挙手>

議長 (荒井 一夫) 佐藤委員。

佐藤 長次委員 7番については、遠隔ということで問題を含んでおりますけれど、手順によっては円満に継続できるのかなと感じております。今後期待したいと思っております。

あと、木村委員から職代のあり方について話がありましたが、これは

機会があれば、その他でお話ししたかったのですが、今出たものですから。ちょっとね、組織の内容、どのような役割をするのかを、重要な問題であるとか、それはケースバイケースであろうかと思えます。ですから、なんでもかんでも正副は知っていなくても会長決裁でできる部分、十分考えられますので、それはそれとしてよろしいのですけれども、7番の案件については、本資料で初めて知ったところです。このような大きくて、額もかなりの案件については、農業委員会として重要な部分になろうかと思えます。すべて連絡をいただくということがなくても結構ですが、状況によっては、職代は何をすべきかということをも原点に戻ってやっていただければと思います。会長は優秀な方で、ほとんど欠席もなくやってこられました。それに代わるのが職務代理だと思えます。そういった機会があまりなかったのが現実です。これで職代はいいのだということであればそれまでなのですが、今後については職代のあり方をもう少し検討していただければよろしいかと思えます。

議長 (荒井 一夫) 参考意見をいただきありがとうございます。その他ございますか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) それでは資料ができましたので、目を通していただけますか。

<事務局コピー資料配布>

事務局 (長谷川 淳) それでは私の方から、7番の案件で中山委員からありました譲渡人の諸事情というところではありますが、譲渡人は農地所有適格法人として、有限会社として単独の会社ではありますが、それを束ねている上の会社があります。その上の会社の運営が非常にまずくなったと。それで譲渡法人社長始め、従業員の方たちは何も知らない間に、上層部の段階で、資金のやりくりと言いますか、その辺の話が急に出てきたところらしいです。今回、譲受人は個人の農業者ではありますが、当然譲受人一人でいっぺんにこのお金を用意できないということで、その後ろ盾と言いますか、それが〇〇さんという方で、この4月に〇〇というホテル会社を立ち上げた方です。この方は、もともとは有名ベンチャー企業の〇〇社長の部下だったようです。現在、ホテル会社の資本金は〇〇億円を超えているらしいです。それも公的資金も結構入っているという話もお伺いしております。そういう方が農業の後ろ盾をしていくところで、非常に新しい形態ではないかと思っております。また、譲受人につきましても、当初はICTを活用して、カメラをこちらに設置して、日々作物の生育状況を確認するというところで、住所を移さないでという話であったのですが、やはり農地法では常時従事という要件があり

まして、ICTで見ているだけでは常時従事要件には該当しないということの説明をしまして、それでは許可いただければ住所を持ってきますという話もございました。当然個人の経営となると、47haもありますので、すべて効率的に利用するのは難しいでしょうという話の中で、農地所有適格法人の設立も検討しているとのことで、そのスケジュールについても、立ち上げるまでにはいろいろな要件がありますので、事務局とよく相談しながら進めていきたいという意向も伺っているところです。以上補足説明です。

議長 (荒井 一夫) どうでしょうか。さっと資料を見て、すぐ判断しづらいところはあるかとは思いますが、ただ今のいろいろな説明の中で、内容を理解していただければと思います。

何かご質問等ございますか。

<中山委員挙手>

議長 (荒井 一夫) 中山委員。

中山 知代子委員 このホテルは東京なのですか。全国にあるのですか。

事務局 (長谷川 淳) 現在は、全国で8か所運営されていると聞いております。

今回、譲渡人の農地以外の土地に設置する予定としては、コテージ型というものを検討しているようでありまして、ホースライディング、とれたて野菜を提供することで集客を図るとのことです。

議長 (荒井 一夫) その他ございますか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決に入りたいと思います。本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第2号は原案のとおり許可することといたします。

議長 (荒井 一夫) 次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は2件です。はじめに事務局からの説明を願います。

事務局 (須藤 義尚) <総会資料説明。4ページ>

議長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。高崎委員。

現地調査担当委員 (高崎 真一) 調査結果についてご報告いたします。番号1について、農地区分は第1種農地ですが、集落に接続したもの、番号2は、同じく第1種農地ですが、農業用倉庫の建築であり、農振用途区分の変更も済んでいることから問題はないと思います。

なお、番号2ですが、すでに着工しておりまして現地調査の際に経緯について本人に確認いたしました。申請人の話では、6月18日の農振農用地の用途区分の変更終了の通知をもらったため着工した、農転許可の申請が別途必要であるということは知らなかったとのことで、大変恐縮しておりました。本人申請で代理人も間に入っておらず、始末書の提出もありますので、やむを得ないことと考えております。

なお、今後このようなことを未然に防ぐために、農振除外等の通知には、別途農地転用許可申請が必要である旨を追加して記述するよう農政課に要望した旨を事務局から聞いております。議案第3号の農地法第4条の規定による許可申請2件について、地元推進委員および事務局からの報告により調査、検討した結果、現地は県北体育館北側の位置しておりますが、かなり道幅が狭く申請者が道路を広げるとのことで、許可することに何ら問題はないと思われまます。以上報告いたします。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第3号は原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は3件あります。事務局から説明を願います。

事務局 (須藤 義尚) <総会資料説明。6~8ページ>

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。高崎委員。

現地調査担当委員 (高崎 真一) 議案第3号の農地法第5条の規定による許可申請3件の調査結果について簡単にご報告いたします。

番号1ですが、資材置場として使用している敷地の片隅の畑です。通常であれば非農地証明で対応するところではないかと思われまますが、20年を証明するものが無いとのこともあり、申請したようです。番号2ですが、第1種農地ですが、集落に接続したもので建売分譲地及び貸店舗の建築です。番号3は、野崎駅西土地区画整理事業地内に住宅を建築するものですので、問題無いものとみてまいりました。以上、ご報告いたします。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明及び現地調査担当委員の報告が終わりまし

たので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<中山委員挙手>

議 長 (荒井 一夫) 中山委員。

中山 知代子委員 2番ですが、北側十字路のところにセブンイレブンができて
いるが、この案内図を現況と合わせることは難しいでしょうか。また、こ
の場所は基盤整備区域にはかかっていなかったのでしょうか。

議 長 (荒井 一夫) 事務局で説明願います。

事務局 (須藤 義尚) まず、地図にセブンイレブンが反映されていないとのこ
とですが、市役所の庁内で活用しているGIS地図情報システムの住宅
地図を利用しておりまして、更新が年1回程度しかなく、なかなか最新
の状況ではないことをご理解願います。

2点目の土地改良の整備区域かどうかということですが、土地改良整
備区域は、ここの南側から計画区域になっておりまして、ちょうどこの
土地改良の計画を立てる際に、農業振興地域から除外する手続きもされ
ておりまして、この場所は土地改良の区域から外れています。

議 長 (荒井 一夫) その他ございますか。

<鈴木委員挙手>

議 長 (荒井 一夫) 鈴木委員。

鈴木 賢一委員 今回も始末書を出して申請する案件がありましたが、私個人の意
見ですが、始末書を付ければ農業委員会は許可してしまうのかと感じて
おります。今後、どういったあり方がいいのかをもう一回考え直して
みてはと考えております。以上です。

議 長 (荒井 一夫) ただ今の件、以前からもそのような意見があり、検討し
た方がということが出されておりますので、この後、お話していきたい
と考えております。

その他ございますか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 他に質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願
います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第4号は原案のとおり許可
することといたします。

次に、議案第5号「非農地証明願について」を上程します。申請件数
は5件ございます。はじめに事務局の説明を求めます。

事務局 (長谷川慎弥) <総会資料説明。9～13ページ>

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報

告願います。高崎委員。

現地調査担当委員（高崎 真一） 調査結果についてご報告いたします。

番号1ですが、現地は全面砂利敷き状態、番号2はブロック塀の宅地側にこの農地が残ってしまっていたもの、番号3は申請者の住宅敷地大谷石塀の内側に残ってしまったもの、番号4は北側に資材置場、南側は宅地の一部となっており、番号5は大谷石塀で囲まれた宅地側の土地でした。いずれも20年以上経過し、農地への復元は不可能で証明することに問題はないとみてまいりました。以上、ご報告いたします。

議 長（荒井 一夫） 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。本議案について、原案のとおり証明することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長（荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。議案第5号は、原案のとおり証明することといたします。

次に議案第6号「農用地利用集積計画について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局（磯 美男） <総会資料説明、14～15ページ>

利用権設定等促進事業 計 8件

農地中間管理機構特例事業 計 5件

議 長（荒井 一夫） 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長（荒井 一夫） それでは質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長（荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。議案第6号は、原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第7号「農地中間管理事業について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局（渡辺 智志） <総会資料説明、16～17ページ>

農用地利用集積計画 計 2件

農用地利用配分計画 計 2件

議 長（荒井 一夫） 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

＜挙手なし＞

議 長 （荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

＜全委員起立＞

議 長 （荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。議案第7号は原案のとおり承認することといたします。

以上で本日予定されました議事の審議は、すべて終了いたしました。

次に、その他に入ります。議事案件以外に委員の皆様からご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

＜認定農業者の制度について＞

議 長 （荒井 一夫） それでは、皆さん方からはないようですので、以上で第36回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会の宣言

午前11時10分 閉 会